

枚方市規則第 5 号

枚方市開発事業等の手続等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

枚方市開発事業等の手続等に関する条例施行規則（平成17年枚方市規則第53号）の一部を次のように改正する。

第18条第4項を削る。

様式第16号を削る。

附 則「令和7年3月13日公布」

この規則は、令和7年4月1日から施行する。